青
[illegible]
[illegible]
[illegible]

古佐日記

北日記　紀貫之仮名貫之孝元天皇御宇未紀望行（モチユキ）子　或云　式ハ紀文輔男　或云　貫之

任国ハ土佐ホトリ任ジテ後ハ京ノ方ノ紀ヲ忘レズ古佐日記トシテ自筆ノ本ハ蓮花院ノ宝物ニ北日記月年ニ写シ奥ニ

にしのくにのかたをもとほくさかりぬ。任国ハ土佐ノ国造トイヒシ人ニケ年ハ月ニ

をはりもとほくなりぬと思ヒ京ノ人ハ国造トイヒシ人ニ皇極天皇

の御宇ニ国造ニ成リ任ジテ下ル中国ノ人ハ中国ノ七位ニ成リ中国ノ人ハ

正六位下ニ任ジテ下ル　貫之ハ官番ハ従五位上ニ北任国ハ延長八年ニ成リテ

承平五年二月十六日ニ京ヲ出ル　紀氏新撰の序ハ古今集ハ

古今集云延長八年ニ成リテ承平ニ年ニ上リテ古佐ノ日記

ハ集ニ入ル　ハ京ヲ出ル　ハ

川ノ水

ハ

北日記奥本ハ今北本ハ定家ノ自筆ノ本ト云フ

紀氏系圖　新撰姓氏録云紀久連石川久連同祖建内宿祢男角宿祢之後也

孝元天皇―彦太忍信命（ヒコフトオシノマコトノミコト）―屋主忍男武雄心命（ヤヌシノオシヲタケヲノカヒノミコト）―武内宿祢（タケウチノスクネ）

―木兎宿祢―真鳥宿祢―本道―望行（モチユキ）―貫之―時文（天暦比梨壺五人後撰集作者）

兼平比　在今作者序書取須

典侍　寺人也　六位之作者

男ト云フ　紀氏ノ人物ト

なりぬ　紀氏ノ人物ト

なりぬ　紀氏ノ人物ト

記　説文云記識也　○ものがたり　世ノ人古佐日記ト云フ物ト

四年十二月廿一日ノ記ト云フ

つるあるまりひとの人の日十二月廿六日

下学集云十二月一年終諸人繁事

雖師匠趨走故謂師趨ト云ヒ

あるいはあるいは式人ハ貫之ノ女ノ

ものがたりとかいてあるいは式人ハ貫之ノ女ノ

奥中ニ入テ任国ノ年ノ記ヲ

京ヲ出ル　ハ

八年ニ成リテ承平ニ年ニ

十六日ハ京ヲ出ル　ハ

日記毎日ノ事ヲ記ス

任国ノ守ハ孝謙天皇天平宝字二年ニ任限六年ト定ル　續日本紀ニ云フ　延長八年ニ成リテ承平ニ年ニ

年七月新ニ諸国守以者以四年ニ河

為限俱陸奥出羽太宰　府謂之

官国始ハ筑前等遥在千里以ニ

たとこそすなるといふ日記といふ

物とかをそこにんとてするなり

それの年ちかくの女日の

ものひとりのはれいあのそのふ

かぐでですそのようにいたるもの

のりたちあるいはあるこれにと

せんとせんとてまこのまと

五年可[illegible]往限[illegible]云〻○れいのとり
どもをくぐげるかぐらうそ
国守任国のろ屋郷の年貢をで
請れ例さう勘定をでこれとり
てく解由ハくくるうしと洲さう
物の弱ちとあくくるつと国守の勘
定と勘ろ官と勘解由使とと
ろ勘へ帳と勘解由の判官主典
勘定ちくく目ようとくくつそ勘
解由の長官次官ゆりもだ長官
次官ちて表ゆもしゆくくと公解
由怖とちりてといすゆ成べし
○すゆくくちくうう出て和れゆう
べれあへくくろ　西府の館か
ゆれけのの使ようれあへ出くく
○ちるちくずそちうす
ゆへくとられれとうゆ来
し○うくぐしくくで　任ゆ[illegible]
ちくちうれちくちくれれれくくれあれくくし
ゆでくちゃくくとすくくちれくゆのちゆ
くくとちくつしゆすれくくうゆ

上

えられたをへて解由(げゆ)るゆ
つちくぐゆむちくちう出て和
ゆれるべれあへくくうれちゆち
ちちくびちくつます年ごろよ
くゆちくくちくんくちくれゆ
ちくゆちひてゆちうゆちくち
くのちくくちふ和ちちあ

[illegible]

いくくの西までくくちくゆ　和泉国へ京へちゆ大佐ちへくくのれゆくちちの海上
平安に引ちくくと
友ゆれくくちゆ　大佐国のくへゆくしちゆれゆへゆむけへ出ちへよゆのまゆてかくゆを
いくくちうくく蔵の接ゆまするゆれゆれゆゆくくしくちゆゆべし

ちみくおくくちゆひあちて
ゆくくくのちくの字い休め字くゆゆ
しくちゆ和ゆくくちくくしくゆに
ゆゆ
あくれあくう　ちゆひあちゆくを
孟津枝ゆ左礼ちゆんくゆう

廿二日ゆくくれ西まゆくくくそくくう
ゆ祓ゆくくれ花東のちれゆ和
ふゆゆちゆくちゆるれゆを
ちゆくゆちゆくちゆひあくきくゆ
くくあくくちくちゆれちくくと
みくくあゆくれあへ日
廿三日ゆくれのちくれくうれいくゆ

上

くのずしもいひつくすものにあ
らず　此康教はもつぱら行の四人
のあくまを四もくにめつつうれなど
すべきものにあらざるべく新撰姓氏
録云八木造和多雅豊命児
布留多摩乃命之後也云
[illegible]
[illegible]
[illegible]

みのうちより　南宮れ
ちたのもれ給ふ　紀氏と呼
ゆう

あしい　鄉の字し　餐談
しうまひのくちし　れくちと
行もたしうあれしうふう
まひおひしめくし
わろび　纏頭　あるとと
おのうまぞふうのげあふる
うう　行　詩を補すし

つまし　宮ものしまうどしとと　あうどしは主人南方古佐ちく　南ろうどは
家し紀氏とのうべ　ものどとちきにまろうどと　ゆふまうは紀氏の自紀ものまでは
又南宮とふうたふ

於出てくえにわうんとと
上のうは結志と後下れるは別
とれ　出ろうんでつし　吳今書之
の役ふうう　まし　ゆ　ゆれで
くろう　ゆけでうう　まうたが
えふまうんとすひ　にてとか
しうは家へうりあでうくりれと
すうまうはうんまうろひと
みうしし

まうと寺あうども　南ろうどうと
とうんひあうつとかうう　言はと
ふうびやまと　言あうどれうこの
あうりくう
於出て　言ふあうんとうし　ゆと
しうひまうれあうれと
ゆんうれでうはうこの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あるひとも云へず　紀氏母なる
どもあるこうずどもとしてい
ひしんしゃうざんし
さて出でたる事　さらぬの河に来
へ侍りしとゆうけて世をそ
ばめしこれ紀氏のまいしゃうら除き
物代よりの今昔書之ざるさて物
よりてたりてきるかぐ不位
そその年ちの八月ヨのみ式人も
いずれ行しげりるをうぎ
つまのくもしけるだちくうう
ひてうせはなれるあさもどひて
やもひてばりやいとがるか
とに月ちょうりあまてとくてのこえ
何とありしてやなどこひ出れるうど
まるこうとうたつけてありさたとこ世和
いに紀氏のよりあくうしいかの時かてて

京へ侍りぬどんなどれかたきのこ
ぞうれきちうぽうへどもふ
きへんず世るまあるへのうれて
ぞうれさせる事
あるへのわをべかりたりうへ
ハ

あるひとにたりて行——元七世日紀他まうの女はまの母なとにて法ふうかれじし
紀氏ぬべしなくうつ女こ
を行いさそ母と見れてたうふ
世ホいつ母行そみしざるでと
ふうがかしさく
ぐどれさき　庶児侍左衛門
かこのうくう　今右侍ち兄
ホく
さけあれて　酒あどくうんし
さくう家をたくつあるる多
——蘭をうよ世義をたと
あどいうがでう

あるひとにたりて行——元七世日紀他まうの女はまの母なとにて法ふうかれじし
紀氏ぬべしなくうつ女こ
を行いさそ母と見れてたうふ
世ホいつ母行そみしざるでと
ふうがかしさく
ぐどれさき　庶児侍左衛門
かこのうくう　今右侍ち兄
ホく
さけあれて　酒あどくうんし
さくう家をたくつあるる多
——蘭をうよ世義をたと
あどいうがでう

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元日　二元の日とは今日の事文類聚云正月鶏端月其八月鳥上月又云三元三年之元芽之元月之元也

ふるまひもて　まゆぐつれの
ゆかれてつのえのまで海ふつ
ゆとしとしとし　芋とやもあ
らあ元日を用ひ初め延喜式大膳下
おし正月最勝王経　秋會供養
料ホ芋六合　滑海藻二両二方ホ
ぐくとと
ちぐくめ　世議向巷二歯周といひて
ちちはぐくくに七ふつ八ふつ
ぐくんいくものちて今とすぐ

白米とわるまれよのまとてぶな
やうとホ門とさかりくれば門ホ
ぬ元ホ門ホ在て海ホ門ホ在て点
のまずかりふつてわるを
ちぐくめ　がつれ初めを
ぬ元ホ門ホ　ちめしもやぐ
ちあのうちとのくぞすぶ

元

上

ちてとて　古今集ホ神ちて
（てと　雪の後のうぐひすを花ホ井
常雅ハ流ホ歩ちて用ひ初
振延ブリハトキ
ちうて白さん
屠蘇自散元日ホ酒ホ用ホ
延喜式二屠蘇一剤治二悪気温疫
辟邪気毒気一　又云自散一剤元日
序茶歳且以温湯服五分一家
有業則一里無病帯是散病
気皆消ス
年中行事哥合注二屠蘇自散
八年弘仁年中ホ
三ケ日の乃ちホ
ホ
日ハ五色三日ハ六位ホ
ずつ　ホ日ハ十二月廿九日晦日ホ

廿九日ホ
すちうて
てまてたちんぐしわふ
ぬちう
元日ホ
ぬれ
ちうちう

ゆへ[illegible]
ひ[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

聲聞すきちろ禁ちくぐ
仏の法を又云円慈寮兼
円暦こう正月上の子日これ
とそてまつ寛平年中
ちうそ[illegible]まれるるあやこ
あさぢふのべのあれはてぬ
池のさゝめの音あらぬ
こゝにてもしかあらぬ
とあやうきをふまるわあれ
ぐうくまあり
いくこもうこう　家可畏と
きつけうこうこ
ん

あさぢふのべのあれはてぬ
池のさゝめの音あらぬ
ものから　池のこゝにてもしかあらぬ
とあやうきをふまるわあれ
みなうちぐうくまあり
いくこもうこう　家可畏と
きつけうこうこ
ん

ちうこ人の男ふたりてこゝにて
ふたりの女ふたりとこゝにて
もうこうこうこうゆくふたりの
ふたりの伝ふとこゝにあるこゝ

ちうこうこうこうこうこ
合唱一川濕鼓腰而遊きこうのとうこ
於是鼓怒溢浪掲没更相觸搏走沫起濤云

大選海賊云

ちうこうこうこうこ人の
これいこうの人の名を
和名云擇子今俗所云破子
是也以餉送人也
そのかなこゝにや　其人の名
何とやこのひしこうこうこ出すべ
しこ
うこうこいて　然云こうこう
以人文書をすこゝにこ
名をこうこうこうこ人

ちうこうこうこうこ人をこゝこ
うこて波をたてしこ
こうこうこうこうこ
こうこうこ人のこうこ
いこんこうこ人
こうこうこ人のこ
こうこうこ人
こうこうこ人
こうこうこ人

その元奥を先にくろうやし

行ちされ立百原の——
さくれてをんかをくれてなげう
んく

いとわかごろかべし　行のれ
いふさまもうてをぎうんと
ものとたりれてうう何し
らそうかもうい　故その先
つうひのうさうへ年八年を
ばうしく行ちさに立ちうか
みとうう毋ちかどてかた
禁忌の行なべし

ちあうう奇
行ちれみ立百原のこと
そくきてをうんうれやまうん
とうあうしてみなしたるべし。
そうそうう物ううかのいうであん。
はうのとあきうれあうきがれくを
ひうとうへうきびぢうくへ

これとのこうこうりて　痛のうし把とかむうるあく源氏に多くは見　若和
そうり　ふこれ今ふるあやまくんはうあやくやこあうとうに月ど
んかべし

みまうくずとうひて　みやづて
条ん　ずといひて　ゆうも
まろ　麻呂也　我とうま
同じ　元も　紀氏の童女あや

うこそんやい　者なれど
うむまじきとうひてり
御ようあだてやくうあよと
なり

まづあくどうきとのこうこうし
把とうとひてうふけあ巻のあし
みまうくびとうひてさちあうく
のこれうふあうひそうふうぎうち
はてのうへうんとうぎどうきて
いとやうし紀とうれまてんや
ようみけべくふそやいへうとうぎう

まうずとて、こゝのゝ人を給
く　きの国のゝ人あり
みまんといひて立うを給
をんなあてうをとらん
といふ
ようけめとあやまりていはけ
ば　をこのゝうのうけさ
ろゆやをさこざりしを
をもくうぐうんぐり　柿い
發絵の給
ぶり　誠の字んすと
なりけり
ひろんもさまろもこ
さきれ奇よ物さ給ふといい
ひとくれてなんとうをとうけてゆく
さぐなうぐのうくこぐさいとんさ

くいふ和り　きとてうをうあるもうとて花どろ々花し
うりくしくれだあやあん　我みをとうりくしくありれむうりあやしも
たもぶりう　ろひの外はれ白ふ
もうにしとあていはうせん
この家花とれしき家のうれば
きの家とのひてい曲なしとき
をんなたされあををん
女郎の為家のおきろうべしと
なりをんなたき月といき年よ
つをを郎といふをを女のうりは
うけうあやたさなかあをのをは
体なあさ
たうたあやう　紀氏のていと
彼女のうけう

ありひらの侍従 平源天皇の
庶孫 門保親王の子母ハ伊
豆殿親王し

山のしあげてゐれども
月はなほ六十一日のはいもうくれる
んとまれをあるべしとこえひて
うりゆひのんとすむものゝみよ
めるあるいくみさぐきも月の
くくるくるくるくるしあげていれず
もあるんとうく
ながゆる　ゐひ出くくく

流ちらさて　うみべのあるあるあ
げよとし

八日さうとてあるを
あるあるぷくるひ月海ゆでいるを
とくるぷりひくの月のよのとふ
ぐていまぐるもあるんをいるを
むやがゆぷりしうみべおくこ海し
うば流くちくんていまぐるもあるん
らしくくくくゆやいも出るをれ

てる月のあるくくこれなくし
月のあるれ人形ゐをみれを
とうみくと一月とくくこみゆき
を天川の出るくあるとうみ
ふくくをあるくくくしくし
とや　ゐるくんくくくし式
人のくくみくくくくし式字仮撰
集舞振ゆよ出るくとあり

ほとめて　ゐ和とるを
かハのみかと　大佐四わき
移し　和名三条半と出り

ひてあるくのくあるくく
てる月のあるくくみをばあるくの川
出るくくれとなるみ和ざるくくとや
九日流くくめくゆれくくあるくくるる
いのくくあるくくをいんくくくくれ
くくるぷをくれぐひくくふるひ
のくくくく

あまくうのかぶ　和名あまとつふ
ちぐなのすゑひろくべのゆさま
さらさらちり出さうびしは
ちりあかくこふとひらぶんで
のふれらるざいはうみふし
とうばるべしごれちいまいこ
ぶとうのきて行ぐきとそうん

姓氏録云長谷部
遠神速別命十二世孫千速見
命之後也云

ここちくちり出さうびしは
紙氏はれ鎮ちうどぞ
ちりしはかとつるの筆
志の須べ

こぐ行ふふく　漕行まくにとつすく遊仙窟云行至三里迴頭看數人
猶在蕭処立余時漸々去遠声沉影滅顧瞻不見惻愴而去行到
山口浮舟而適云ここれあくこう

永れ人のみてず　永れ人の
ゆくこうの和名抄不審あるや
うかれどくゆるまさらぐあり
人ぐのふさろくして双岐みどの
やうまゆくちとみまだちんな
きゆやとふれゆこれもさるべ
ぐれたこあのんきこぐずとふに
ぬりそなくりまくんのふしがえ
れもこぐさやれこうえ長つぎに
あふもふてとあとふつ長之
ひあふくれりふんぬべ

○うれど　くいわきどを之

とてそこれんどもいとひさりかく
てこぐさゆくまあくゆ海のかりに
とふ分まうんとくりぬぬひの
人りみぐずりぬさしあをひと
しみべしあふをゆりふくあ
まとうひあぐれど沙のとむ
りぐとあてくきぬ

○廿六

[illegible]

[illegible]

[illegible]

てげのてう　天乳のてう

ちちのみてしんぞう
ちちくびのもとのちたい天乳
やわらかくあたゝかくあぢとあつう
くちのうちにいれたる乳をみす
てされんぼうたちうぬぐ

うらつきあるく袖をのぐぞうく
おどりはねるの風おあひく乳
ちひかりてうつくし

てげのてう　天乳のてう

ひけばのこりなくまきもせ
ぬ乳のこと也　ちぶさ
かゝらとはきあてく袖をのぐぞお
くぢく思ひうるとかゝらさりなる
あらうとひてみれとも其てげその
ちうつくしきなりとれ野をあくぞ袖と

てうや　てうんやてうやすあ
てうんべのてうあねも　タアれをお
わてうれおいあ女女てうて
おぜにこうん　米後てう
てうおの後をこうんてうせた
きをそこずをのもてをこ
ずてうおてこうんてうんさ
てうてう
おさめうもざそてく
物をうんてく代をあてでう
てうあうをおきのてうて
貰　賜也　貸也　世なし

いやてくやづすておうてうてさうく
ほうんぐうあとやなまがうん。
ちてうやうてうんぐてやうんべ
のうあねしがおぜあていんぐそう
ごてうておさうてうぞうく。
ぜあもまてうぐとあうきぐうあこ
ぐぐうあうぐぐうあうもぐてうぐて

十日ばかりあれどもあらでひそまりぬ

ひとりぬる

ひとりぬる

ひとりぬる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

節句と申して精進

精進の食物

十四日に成日之法四五九月八月三度とて御戒精進にて一切の殺生を滅すべきなり仏法の定法なり二月八月は[illegible]

[illegible]

[illegible]

十六日風波やまず船とまりぬとて
ところ〻にあそびてつくしまをこぎ
出ぬ

水海　水海とり

とり
ゆくさきすみよしの
おれのかたしらなみ
おれば
おぼろ月夜
南国無霜壁畫在慈
人誰髮間云云
とかの詩をおもひ出
ていとあはれなり
南の海あたたかなれば
おれば
ちりくるはなのかをり
白氏文集
月能詩
南国無霜壁畫在慈
人誰髮間云云
とかの詩をおもひ出
ていとあはれなり

ちりくるはなのかをり
おれば
おぼろ月夜
ゆくさきすみよしの
とり
ゆくやぶ
ゆくとあるぶ
の世波
おぼろ月夜
波のあるふ
てあるまで
みよのもしほ

十七日くもまつ雲かくれ
ちりぬべくこゝろせはしく
今をさかりと花の
ちるをおしむ人もうみのそこ
なるうの花のこゝぬかなるべし
うの月とゝ名付いとをかしう
ふるの月とゝ名付いとをかしう

十八

あるこゝろ
暁の月哀

ひゝ　むしのこゑ
たのこ　雲低ゝ
ろあやわ岩の風衆古行とらひ
いでそゝ
汐の文ゝり　此行ハ詩人王廓よ
行ふ
ゝ
王屑云

嶺猿間聞海有詩云水鳥浮還沒山雲斷復連賈嶋詩為朽人聯下句云棹
穿波底月船厭水中天猿使嘉歎久之自此復不言詩

ゝゝれ　ゝ去ゝ
ゝつゝ
ゝのゝ月のゝ
ゝ
酉陽
雜俎ゝ月中有五百丈樹ゝ
又八ゝ
ゝ抄ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

つるふせやの人の　世の[illegible]
[illegible]

風ふく波の[illegible]

[illegible]

[illegible]

若葉にそのひゝそとなのるれ
ロふたまりて色くばかりいさ
らつるもし　二条院さぬきゞ
もどりこのはるさらちやあひに
ゆづくあるれいさしつぎあへす
物とこそ色へられいさごとゝか
一字づゝあまりうれどもかど
ひゝらしこゝ行見へにみてまた
すゝしこそ
あゝしいとなつかしくて色
ず　ちずとい仏ぼずしあ
さとあゝさとともちでも
まゝ祝べども色まゝ祝じず
その中あくてまるの　ゝ世が
へゞくまゝてくきはけゝう
としこゝまゝけゞてそはさへ
三十七字ゆくゝはゝしゝ色あそ

うしあゝいとなつかしくて
色ず　ちずとい仏ぼずしあ
さとあゝさとともちでも
の　ちあいつかん
十九日ひゝうれど耳ゝどけず

紀州宮郡今熊野村鈴木祥龍